

令和7年度予算審査特別委員会会議録

1. 出席委員

1 番 吉川 裕三	2 番 川村 太志	3 番 永野 栄一
4 番 松繁 美和	5 番 白石 伸一	6 番 上地 信男
7 番 中山 百合	8 番 大石 教政	9 番 澤田 康雄
10 番 岩本 誠生		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 前田 幸二
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 直弘 病院事務長 佐古田 敦子
総務課財政班長 澤田 耕三 住民生活課長補佐 西村 香
住民生活課主事 高石 百華 健康福祉課副参事兼班長 小林 琴
建設課長補佐 渡邊 徳仁 病院総務班長 栃本 祥児

開会 9:00

○委員長（松繁美和さん）おはようございます。

ただいまの出席委員は9名で定足数に達しております。

これより令和7年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は特別会計と企業会計の審査を行います。

日程第1、議案第36号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば説明願います。

これより質疑を行います。

歳入5ページについての質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

続いて、歳出6ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

8番、大石委員。

○8番(大石教政さん) おはようございます。

汗見川へき地診療所の今年1年の大体利用予定目標とか予定人数とか、あと抱えているような問題点等はないのかお伺いします。

○委員長(松繁美和さん) 執行部答弁、澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘さん) お答えをいたします。

令和6年度につきましては、3月6日が今あって、3月6日までの集計でいきますと、1日平均が3人になります。月でいきますと5人から7人程度で今、推移をしておるという状況になります。なお、令和4年度の平均患者数というか、平均受診者数は3.4人、令和5年度が3.5人で、今年度が3.0人というような状況になっております。

残念ながら汗見川の地区においても人口も若干減っておると、利用者も横ばいということについての懸念はございますけれども、へき地の医療を推進するということでは引き続き続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長(松繁美和さん) 8番、大石委員。

○8番(大石教政さん) 非常に地元にとって大事な診療所でありますので、また、診療所まで来られる方の足の確保というか、診療所へ来たり帰ったりするような足の確保も非常に大事だと思われませんが、今、皆さん、自分で来たり、積んできてもらったりとか、診療所のほうから迎えに行き、あげるということはできておるのかお伺いします。

○委員長(松繁美和さん) 澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長(澤田直弘さん) 汗見川地区については、基本的には路線バスがあるというところで、診療所までの送迎等は行っておりません。ただ、来年度、汗見川地区においてはたすけあいの交通というような便もできますので、そういった部分でどうなっていくかというところは見ていきたいというふうには感じております。

以上です。

○委員長(松繁美和さん) ほかにございますか。

(「なし」の声あり) ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第36号 令和7年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第2、議案第37号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば説明願います。

西村課長補佐。

○住民生活課長補佐（西村香さん）おはようございます。

先日は全員協議会での説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、当初予算について簡単に説明させていただきます。

歳入は、1 款国民健康保険税については、被保険者数の見込み、それと令和 7 年度の改定予定の税率によって試算したものを計上しております。前年度比約 2, 3 5 0 万円の減額となっております。

9 款繰入金のうち財政調整基金の繰入金については、基金投入 1, 6 0 0 万円、保険事業等に充当するための合計 2, 0 0 0 万円を計上しております。

続いて、歳出について申し上げます。

歳出、2 款保険給付費については今年度の支出見込みで計上しておりますが、高額療養費についてはまだ制度が不透明なところもありますので、例年並みに計上しております。

続いて、1 2 款国民健康保険事業費納付金については、県に納入する納付金で前年度より 1, 0 8 8 万円の減額となっております。増減率は県下で 2 番目に大きく、マイナス 1 1. 3 %と減額しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（松繁美和さん）説明を終わります。

これより質疑を行います。

歳入 6 ページから 1 0 ページについて質疑はありませんか。

次に、歳出 1 1 ページから 1 7 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第 2 条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第 3 条、歳出予算の流用について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第 3 7 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計の予算の審査を終わります。

日程第 3、議案第 3 8 号 令和 7 年度本山町介護保険事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば説明願います。

暫時休憩します。

休憩 9 : 0 8

再開 9 : 0 8

○委員長（松繁美和さん）休憩前に引き続き議事を再開いたします。

それでは、担当課長に申し上げますが、介護保険事業について説明があるということですね。

住民生活課、高石さん。

○住民生活課主事（高石百華さん）おはようございます。

介護保険料について、令和7年2月1日時点の第1号被保険者数は1,440人です。令和6年より第9期が始まったので、今年度、保険料の改定はありませんが、介護保険法施行令の一部改正として、介護保険料の算定において老齢基礎年金の支給額相当として年金収入額を80万円を基準として設定しています。

令和6年の老齢基礎年金の支給額が80万9,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう基準を見直し、年金収入と80万9,000円を基準にすることの改正があります。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

歳入7ページから12ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

続いて、歳出13ページから23ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第2条、一時借入金について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第3条、歳出予算の流用について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようですので質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

8番、大石委員。

○8番（大石教政さん）介護保険等の中で、非常に老老介護とか抱え込んだりしているようなところをよくニュースとかで聞くんですけども、本町の場合には抱え込んだりしているようなところはないのか、十分調査というか、対応できておるのか伺います。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘さん）老老介護があるかという質問につきましては、現在もあると思っております。それについての対応がどうかというところにつきましては、担当課と

いたしましては、社協と包括等との連携によってそういった情報収集であるとか、民生委員さんとも協力をして、情報提供を行っておりますので、そういった部分で今、対応しております。それが十分かどうかについては、担当課としては評価できないところもあるんですけれども、現状としてはそういった対応でしておるといことです。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないので総括質疑を終わります。

これで議案第38号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計予算の審査を終わります。

次、日程第4、議案第39号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば、説明願います。

住民生活課、高石さん。

○住民生活課主事（高石百華さん）後期高齢者医療の令和7年1月末時点の被保険者数ですが、938人となっています。保険料については、令和6年に改正があったので、今年度の改正はありません。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）説明を終わります。

これより質疑を行います。

歳入5ページから7ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

歳出8ページから10ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第2条、歳出予算の流用について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないので、総括質疑を終わります。

これで議案第39号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の審査を終わります。

日程第5、議案第40号 令和7年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で、特に説明を要する箇所があれば説明願います。

これより質疑を行います。

まず、歳入5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次、歳出6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第40号 令和7年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の審査を終わります。

次、日程第6、議案第41号 令和7年度本山町簡易水道事業会計予算の審査を行います。

担当課長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば、説明願います。

中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) おはようございます。

予算の説明をさせていただきます。

1ページのところをご覧ください。

2条のところですが、給水戸数については1,647戸、2として、年間総給水量が72万1,472立米、1日平均給水量のほうは1,976立米になっております。

3条としまして、収益的収入及び支出というところです。収入として、9,303万8,000円、支出として1億2,913万6,000円となり、3,609万8,000円の赤字予算となっております。

収支の内訳は後半のほうで説明させていただきます。

1ページめくっていただいて2ページの4条、予算、資本的収入及び支出です。

こちらのほうで収入が4,790万6,000円、支出のほうは7,547万円、資本的収入額が資本的支出に対して不足する2,756万4,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金2,157万8,000円と当該年度の留保資金598万6,000円を補填するものです。

企業債ということで5条のところをご覧ください。

公営企業会計適用債ということで、限度額として370万円を充てる予定としています。表をご覧くださいと思います。

以下、3ページ、4ページ、5ページは省略してキャッシュフロー、6ページになりますが、一番下の後段、資金期首残高についてです。3,955万5,183円となり、資金の期末残高として2,056万7,820円となる見込みです。

以下、7ページから19ページはご参照いただきたいと思います。

給与明細及び令和6年度の予算損益、令和7年度の予定損益対照表となっております。

飛びまして、20ページになります。

先ほど3条予算のところの説明したところですが、主立ったところを説明させていただきます。

収入としまして、営業収入の中で簡易水道料として6,203万4,000円を見込んでおります。それから営業外のところで、他会計補助金として664万6,000円を見込んでおります。

支出のほうです。21ページになります。

こちらのほうは主立ったところになるんですが、節でいうと、25登録費として水道施設電気料を1,000万円見込んでおります。物価高騰等に伴い1,000万円の見込みをしております。

21ページの説明としては以上で、22ページのほうです。

節でいうと、17委託料になります。委託料の1,629万8,000円のうちアセットマネジメント策定業務というものを1,002万7,400円を行うようにしております。こちらのほうがアセットマネジメントというものは資産管理といいまして、水道の施設の中長期的な視点を持って、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するということを目指すものを作成していきたいと考えております。

それから、目でいうと、4減価償却費として6,627万8,000円を見込んでおります。

続いて、23ページです。4条予算のところで、資本的収入及び支出です。

収入につきましては、先ほど一番最初に述べました建設改良等企業債ということで370万円、こちらが説明させていただきました公営企業会計適用債になります。それから他会計出資金ということで4,420万6,000円を見込んでおります。

支出のほうです。建設改良等の企業債償還金として7,547万円を見込んでおります。

あと、24ページ、25ページは注意事項になりますのでご参照いただきたいと思います。説明のほうは以上となります。

○委員長（松繁美和さん）説明を終わります。

これより質疑を行います。

第2条、業務の予定量、1ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第3条、収益的収入及び支出、4ページについて質疑はありませんか。

3番、永野委員。

○3番（永野栄一さん）4ページというか、昨日の一般会計のときに企業債還についての出資金というのは理解できたんですが、このキャッシュフローを見ると、資金の期首残高が3,900万円余りで、期首残高が2,000万円になっています。資金の増加減というか、マイナスが約1,900万円なので、あと1期したら、資金期末残高はほぼゼロになるわけですが、この辺の後の運営要領ですよね。今年度でゼロになるということは、次の来年度は運営できなくなる公算が高くなるわけですが、これの対処についてはどのように考えているのか答弁願いたいと思います。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）おはようございます。

先ほどの質問にお答えをしたいと思います。

本町の簡易水道でありますけれども、皆さんご存じのようにここ近年で改良等の工事を

大幅にしてきた関係で、減価償却費なんかも大変大きくなっております。給水施設から耐震の管まで、本町では耐震管の比率も6割近くということで大変進んでおるわけなんですけれども、そのような状況の中でありまして、予算書を見ていただくと分かりますけれども、先ほど課長も説明がありましたけれども、20ページを見ていただきたいと思いますけれども、20ページの料金収入でありますけれども、料金収入が6,200万円、月大体500万円ぐらいであります。

それと比較しまして、減価償却費、22ページでありますけれども、この分が6,600万円ということで、企業会計になったことで減価償却費というものが新たに発生をしまして、料金収入で減価償却費を賄うことができないという大変厳しい状況になっております。そのことを私も簡易水道会計を調べる中で、県下の他の市町村も調べてみましたけれども、他の市町村もそのような状況にやはりなっております。

そのような状況の中で、本町といたしましては企業会計に伴うことによって、国の繰出し基準等がやはりある一定、見直しがされておるのではないかとということで、今後、その繰出し基準等の見直しを精査して、それでまずは対応できるのではないかとということで今、思っておりますけれども、そのことを研究してみたいというふうに思っております。

すぐに料金収入のほうへということとはなかなか厳しいものもあると考えておりますので、そのような対応で研究をさせていただきたいと思っておりますので、令和7年度の予算では当初ではこのような状況になっておるという状況であります。

以上、説明とします。

○委員長（松繁美和さん）ほかに質疑ございませんか。

5番、白石委員。

○5番（白石伸一さん）昨年度、企業会計に移る前に勉強会をやりました。議員含めて企業会計の説明会を行政が担当されて勉強会をやりました。そのときには、大体1億円ぐらいのお金を企業になるんならば持たすべきだという、講師の方からそういうふうなお話を聞きました。

企業になったら、当然、赤字になれば、お金が払えないとなれば倒産ですよね。そういうことを考えられておったのかどうかお聞きします。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

企業会計に移るときに、本町といたしましては役場の会計、そして企業会計を担当しております建設課との協議の中で、ある一定の出資金のほうは予算計上しております。

その中で今現在、先ほど言いましたように減価償却費の関係で大変厳しい状況になっておるということでありますので、先ほど言いましたように、今後、繰出し基準等を精査して対応させていただきたいというふうに思います。

○委員長（松繁美和さん）よろしいですか。

5番、白石委員。

○5番（白石伸一さん）これは国のほうからの国庫の補助というのがたしかあったと聞いておるんですが、これについては全然、町として考慮されなかったんでしょうか。

○委員長（松繁美和さん）何に対する国庫補助かお願いします。

○5番（白石伸一さん）当然、資本金というふうな形での、資本金的なものとして持たすべきという形で、ネットとかいろいろ調べてみると、国からの補助金が大体6割から最高で8割、補助金があったというような形のことが載っていますけれども、そういったものは全然考慮されなかったんでしょうか。

○委員長（松繁美和さん）執行部。

暫時休憩します。

休憩 9：28

再開 9：30

○委員長（松繁美和さん）それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

執行部答弁を、前田政策企画課長。

○政策企画課長（前田幸二さん）お答えいたします。

この企業会計に移行するために補助等がありまして、それが特別会計のとき、令和5年度までの間に特別会計から企業会計に変えるときのいわゆる仕組みづくりとかそういうもののための補助はありましたけれども、新しく企業会計になって以降に特別に補助があるとかいうのは、企業会計になったからこれぐらいの補助がありますというのはありません。あるのは事業をやるときの補助があるというだけになっています。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）よろしいですか。あるというのであれば、正式的な名称でこういうのがあるはずだというふうに指摘を願えますか。その間に、続きまして、先ほど10番、岩本議長が手を挙げておりましたのでお願いします。

○10番（岩本誠生さん）今、説明があったけれども、非常に分かりにくい部分が多い。今までも特別会計でやったときには、当然、減価償却が入っていないということは当然分かっていますが、今度、企業会計にいった場合に減価償却費がのってくるのは当たり前のことなんです。

だからそれを手当てせずに、そのまま乗せたら赤字になることはもう当然で、令和5年に出発した時点から、減価償却費を計上することによって赤字の決算になっている。決算というか、予算にもなっているし、だから減価償却費をどのような形で手当てをするかということを考えておかないと、これはずっとこういう状態が続くわけですね。

だから事業会計に移るときに、国・県の指導として、減価償却費をどのように処理をしてやるか。すなわちその部分については一般会計から金を繰り入れて、一応、プラスマイナスゼロという形で出発をするべきじゃないかというふうな指導があれば分かるんだけど、

このままの状態であれば当然、この状態が続くということなんですよ。

だから、そこらあたりのどういう指導で事業会計に切り替え、今言った減価償却費なんかもどのような形で処理するかということを町として理解をして、事業会計にしたかということの説明を私どもが受けていないと、これはいつまでもこんな話になって訳分からんということになるんですが、そこらあたりの経過的なことも含めて説明をいただきたい。

これは当初の収入と支出の3条のところでも既に赤字の形で出てきていますので、こういう会計というのは決して将来的に認められるものではないと。一時期であれば分かるけれども、こんな形でずっと出されても、はい、そうですかというわけにいかないということになってくるので、そこらあたりの経過的な説明をもう少しする必要があるんじゃないかなと思います。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）お答えをいたします。

私、今回の簡易水道事業会計の当初予算を見まして、大きな赤字予算ということで、他の自治体、それから他の自治体の決算も確認をさせていただきました。そうすると、やはり一般会計からの繰入金当町よりも多いと、多額になっておるとというのが確認できました。

私はそれを見て、繰出基準の変更があったんではないかということで調査もしておりますが、まだ十分そこまでの、調査しておりますけれども、その分によって、もっと一般会計からの繰出がこれぐらい上がるんじゃないかという額まではまだ把握しておりませんけれども、やはり国としても当然、岩本委員が言われましたように、他の自治体の水道会計におきましても減価償却費でもうほとんど料金収入を上回るような状況になっておりますので、やはり繰出基準の見直しが当然あったんではないかということを考えておりますので、このところをもう一度精査をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（松繁美和さん）1番、吉川委員。

○1番（吉川裕三さん）そもそも論からお伺いします。減価償却費というのはキャッシュアウトは存在せんのかなんですか。これを見ますと、減価償却費でキャッシュアウトが出ていますが、減価償却費というのは資産に対する償却です。だから貸借対照表をつくると、これは定率ですか、定額ですか、知りませんが、例えば資産相当額を35年とか50年で償却したら、それ相当以上の資産があるから、貸借対照表でいうと減価償却費で赤字になるということはないし、当初の、例えば建物であれば、それに対しての支払いは発生しますという減価償却に対するキャッシュアウトというのがなぜ存在するのかということについてお尋ねしますが、減価償却費というのはキャッシュアウトが果たして存在するんでしょうか。

これは後ろの財政の方のほうが詳しいかと思いますが、果たして、これは企業でしても、例えば建物を建てたら確かに資産になりますけれども、それが50年とか35年で減価償却してもキャッシュアウトは存在せん。減価償却費と合わせて建物、資産の価値が下がっていくという考え方であって、これはキャッシュアウトがなぜ減価償却費で発生するのかに

ついてお尋ねいたします。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁。

休憩いたします。

休憩 9 : 3 8

再開 9 : 4 7

○委員長（松繁美和さん）それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

執行部の答弁をお願いします。澤田財政班長。

○総務課財政班長（澤田耕三さん）財政班長の澤田です。

先ほど言っておりました6ページのキャッシュフロー計算書ですけれども、当年度純利益の中に、当年度純利益は収益的収入及び支出の差額が出ておりまして、この中に既に現金を伴わない減価償却費並びに長期前受金戻入というものがあまして、それはキャッシュと関係ありませんので、6ページの1、業務活動によるキャッシュフローからその金額を除いた857万6,637円が現金に対する動きということになろうかと思います。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

続きまして、第4条、基本的収入及び支出、5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

続きまして、第5条、企業債について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第6条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第9条、他会計からの補助金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第10条、棚卸資産購入限度額について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

3 番、永野委員。

○3 番（永野栄一さん）逐条のときに忘れていたんですけれども、検査項目。前、同僚議員が質問されていた件も含めて、どのようなものがあるのか説明を求めたいと思います。

○委員長（松繁美和さん）化学物質の関係ですか。執行部答弁できますか。予算の審議ですけども、関係ありますか。

渡邊建設課長補佐。

○建設課長補佐（渡邊徳仁さん）おはようございます。

先ほど質問のありました水質検査の検査項目ということであると思いますけれども、こちらのほうについてご説明をさせていただきます。

本山町のほうから分析を委託しておるものとしまして、主なものとしましては、一般細菌、大腸菌、それから細かい話でいいますと、塩化物イオンとか法定の定められた項目がありまして、それに基づいて水質検査を行っております。

全部で項目が51項目あります。町内6か所の水を取って、その51項目を異常があるかないかということで委託をしております。51項目ありますので、全てを説明するとかなり時間がかかりますので、後でまた資料のほうを配付するなりしたいと思います。

（「新たな項目」の声あり）

新たな項目はございません。

P F A S はこちらの法定検査の中に含まれておらず、令和6年度につきましては別調査ということで、委託を別にしまして調査をしております。こちらの法定検査の51項目の中にP F A S は含まれておりません。

P F A S の結果につきましては、ホームページのほうにも載せておりまして、本山町内の検査をした箇所については異常なしということの結果も出ております。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）よろしいですか。

中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）検査項目につきましては、ホームページのほうへ検査計画という形で、そちらのほうもホームページに掲載しております。なので、そちらのほうで確認できると思います。

○委員長（松繁美和さん）じゃホームページで確認でよろしいですね。一覧をもらわなくても。

ほかにございませんか。

8 番、大石委員。

○8 番（大石教政さん）今、気候変動とかも言われてもおりますが、水源地等の水量変化等は今のところ影響はないのか。あと水道の管とかも6割ぐらい入れ替えているということですが、漏水状況等は大体年間とかどれぐらい見られておるのかお伺いします。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、渡邊建設課長補佐。

○建設課長補佐（渡邊徳仁さん）先ほどの大石議員の質問に対してお答えをします。

まず、水源の確保といいますか、変動はどうかというようなご質問だったと思うんですが、特に水利のところから水が大きく減って、住民の皆様に供給する水がなくなったというようなことはございません。ここ数年間、山からの水が極端に減ったとかというような問題は起きておりません。

続いて、漏水の状況なんですけれども、本山町が管理をする簡易水道において昨年度、3か所の管が割れるなりの事態がありまして、対応をしました。そちらにつきましては、若干、すみません、もとい、3か所の箇所を修繕しました。

以上です。

○委員長（松繁美和さん）よろしいですか。

ほかに総括質疑はございませんか。

1番、吉川委員。

○1番（吉川裕三さん）お尋ねいたします。

この一時借入金で1,000万円を計上してございます。ただ、期首と期末の残のキャッシュフローを見ると2,000万円減っていると。そういう場合に考えて一時借入金果たして、多分来年度は大丈夫だと、今後、将来的に1,000万円ですり足りのかどうかという危惧がございまして、財政的に苦しくなった場合に、一般財源から簡易水道公会計に資金注入をするという場合において、簡易水道事業が本山町内で果たして何%の家庭をカバーしているのか。

例えば隣のほうでは年間1億、した場合に、町費から出す場合、簡易水道を利用していない世帯については、全然利用していないものに対しての税金の投入については納得がいかないというふうな議論が一時ございましたが、そういうふうなことを鑑みて、あくまでも企業会計というのは、公企業会計は単独で運営を可能にするというふうなことが大前提であると考えますが、その点について、この一時借入金1,000万円を踏まえてどのようなお考えかお尋ねいたします。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁。

どうでしょうか、暫時休憩でしょうか。少し待ちましょうか。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）お答えします。

給水率というのは担当課からまた、決算等に出ていましたよね。分かると思うんですが、今、この数年で、6年か7年ぐらいですか、集中的に施設改良が進みまして、そういう意味で非常に公債費が大きくなっていて、そういう面での水道会計のしんどさは当面、一般会計と同じように資金収支というか、財政見通しを立てた上では、この5年ぐらいはまだ厳しいけれども、それ以降については会計が改善されていくという見通しは立てております。

一方で、やっぱり給水人口が減ってきていますので、この水道料金の収入がどれぐらいになるかというのも、そういうのも見越して財政見通しは立てなくちゃ駄目だというふうには思いますけれども、一時的なそういった公債費の伸びに対して、水道料、独立しておると

いうことで、町民全員が簡易水道事業の給水人口ということではございませんので、そういう意味では委員が言われておるやはり独立して、料金で賄うのが企業会計じゃないかというのは、原則的にはそういうことだろうというふうに思います。

中長期的な財政見通しを立てた上で、この会計の運営が非常に無理があるというときには、水道料金の見直しは当然発生するものと考えます。ただ、今のところ、そういった一時的にろ過池、配水池の改良が非常に一気に進んでいましたので、それは一方では耐震化にもつながっておりますし、主管は耐震性がかなり進んでおりますので、そういう意味での安心感はあると思いますけれども、そういった中長期的に財政見通しを立てた上で、水道料金でなかなかこの会計は運営が厳しいというときには、水道料金の見直しは当然発生するということは、今後この会計を運営する上で、財政見通しをきちっと立てて運営していかなくはないと。それが原則だということはご指摘のとおりだというふうに思います。

○委員長（松繁美和さん）それでよろしいですね。

そうしましたら、ほかに総括質疑はありませんか。

ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第41号 令和7年度本山町簡易水道事業会計予算の審査を終わります。

次に、日程第6、議案第42号 令和7年度本山町病院事業会計予算の審査を行います。

病院事務長に申し上げます。予算の中で特に説明を要する箇所があれば説明願います。

病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）おはようございます。

令和7年度の本山町病院事業会計について報告いたします。

業務量の予定なんですけれども、第2条のほうで書かせていただいております。

病床数につきましては、令和6年度に引き続き、一般病床55床、医療療養病床44床で推移をしていく予定であります。

入院患者につきましては、年間患者数につきましては入院患者が令和6年に比べ2,485人の減の2万5,235人、外来につきましては令和6年に比べ3,220人の減、4万3,544人ということで計上しております。

1日の平均患者数におきましても、入院・一般病棟が昨年より3人減の37名、医療療養病棟も6人減の29名、外来の平日につきましては170人、昨年に比べ14人の減となっております。土曜日外来につきましてもマイナス8人で70人の減というふうな見込みを立てております。

収益的収入及び支出のところなんですけれども、収入のところは昨年に比べ9,550万円の減ということで、15億4,050万円の金額を立てております。

内容につきましては、3ページ頃から始まるんですけれども、入院収益につきましては9,698万4,000円の減、外来につきましては3,159万円の減を見込んだの予算となっております。

支出につきましては、昨年と大きく違うところは5ページから始まる場所なんですけ

れども、医業費用のところの職員の給与費なのですが、昨年に比べ3,953万2,000円の減ということで予算を立てております。

この減に関しましては、次、またページをめくっていきますと、職員数も書いておりますが、会計年度、正職員合わせて13人の退職があり、それに対しての退職補充を行っていないというところで、この減の予算が出ております。

大きく申しましたが、収入が減り、支出も減ってきておるところなんですけれども、やはり収入の面が非常に多くマイナスを見込んでおりますので、当年度純利益としましては1億6,970万円の赤字という予算を立てております。

2ページにあります資本的収入及び支出です。

こちらに関しましては、やはり病院でありますので様々なところの更新であるとか修繕であるとかというところもあるんですけれども、支出に関して見込んでおります予算としまして、南海トラフ大地震を予想して、給水管、屋上のほうにタンクがあるんですけれども、もし揺れて、そこが破損しますと一気に水が流れ落ちてしまうということが懸念されることから、給水管の遮断弁の改修を行うということを予定しております。それ以外に、薬の分包機でありますとか個人透析装置の更新というところを見込んでおります。

主にそういうところが今回の令和7年度の予算の詳細というところなんですけれども、先ほどから論議されておりますキャッシュフローに関して少し申し上げておきます。

ページで申しますと10ページです。

キャッシュフローに関しましては、やはり病院の収入が減額となっているところから、期首の残高が1,536万2,308円、期末の残高が864万1,308円ということで、大変厳しい状況です。昨年と比較しても670万円の減というところで見込んでおります。

また、最終ページには医療機器の更新についての明細もありますのでご覧いただければと思います。

簡単ですが、以上といたします。

○委員長（松繁美和さん）説明を終わります。

これより質疑を行います。

第2条、業務の予定量について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第3条、収益的収入及び支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第4条、資本的収入及び支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第5条、企業債について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第6条、一時借入金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第8条、他会計からの負担金及び補助金について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

第9条、棚卸資産購入限度額について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

これより総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

8番、大石委員。

○8番（大石教政さん）嶺北中央病院、経営も非常に厳しいとも思われますが、やはり嶺北地域にとってなくてはならない病院なので、いろいろ地域的にも不自由な面もあるとも思われますが、この資産等も生かして、やっぱりみんなで力合わせて、嶺北地域、また、本町の住民の方の健康、福祉を守るためにも知恵と努力とを結集して、嶺北中央病院よかったね、また、働きゆう職員をはじめ、みんなもよかったねというような方向に努力して持っていくべきと思われていますが、お伺いします。

○委員長（松繁美和さん）執行部答弁、佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）大石議員のおっしゃるとおりだと思います。嶺北地域で唯一の公立病院で、機能も本当に残していかなければいけないところが多々あります。それも町はもちろん、議員の皆様ともそれから町民の皆様とも論議をしながら、また、関係機関の県とか他の医療機関もありますので、幅広いところで検討して、何とか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（松繁美和さん）よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終わります。

これで議案第42号 令和7年度本山町病院事業会計予算の審査を終わります。

以上をもって、議案第35号から議案第42号までの全ての審査を終わります。

では、これより議案第35号 令和7年度本山町一般会計予算の討論を行います。

発言を許可いたします。ございませんか。

討論なしでよろしいですね。

それでは、議案第35号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第35号 令和7年度本山町一般会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立です。

したがって議案第35号 令和7年度本山町一般会計予算は原案のとおり可決すると決定

いたしました。

続きまして、議案第３６号 令和７年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許可いたします。ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第３６号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３６号 令和７年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第３６号 令和７年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決することを決定しました。

続きまして、議案第３７号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許可いたします。ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第３７号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３７号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全会一致であります。

したがって議案第３７号 令和７年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

続きまして、議案第３８号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許可します。ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第３８号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３８号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第３８号 令和７年度本山町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

次に、議案第３９号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許可します。ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第３９号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第３９号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第３９号 令和７年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

続きまして、議案第４０号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の討論を行います。

発言を許可します。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第４０号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４０号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第４０号 令和７年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

次、議案第４１号 令和７年度簡易水道事業会計予算の討論を行います。

発言を許可します。ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第４１号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４１号 令和７年度本山町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第４１号 令和７年度本山町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決すると決定しました。

議案第４２号 令和７年度本山町病院事業会計予算の討論を行います。

発言を許可します。討論ございませんか。

討論なしと認めます。

議案第４２号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第４２号 令和７年度本山町病院事業会計予算は原案のとおり可決することに賛成

の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって議案第４２号 令和７年度本山町病院事業会計予算は原案のとおり可決すると決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案は全て終了いたしました。

よって本委員会は閉会することにいたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前１０時１８分 閉会